南九州市告示第178号

南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項で準用する同法第11条第１項の規定により告示し、整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、本市の住民は、整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、南九州市に意見書を提出することができる。

また、整備計画の変更案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和８年10月29日の翌日から起算して15日以内にこれを南九州市に申し出ることができる。

令和８年10月15日

南九州市長　塗　木　弘　幸

１　縦覧期間

自　　令和８年10月15日（木）

至　　令和８年10月29日（木）

２　縦覧場所

南九州市役所農業振興課（本庁舎）

３　変更案の内容及び変更理由

変更する計画	変更の内容	変更の理由
農用地利用計画	次の土地を農用地区域へ編入する。 南九州市頴娃町別府字丸山 3386 番 7 （地目：畑、面積：904 ㎡） 南九州市頴娃町別府字丸山 3394 番 1 （地目：畑、面積：7,529 ㎡） 南九州市頴娃町別府字下出口 4629 番 3 （地目：宅地、面積：904 ㎡）	編入

	南九州市頴娃町別府字下出口 4629 番 4 （地目：宅地、面積：237.14 ㎡） 南九州市頴娃町別府字下出口 4629 番 5 （地目：宅地、面積：636.66 ㎡） 南九州市頴娃町別府字下出口 4629 番 6 （地目：宅地、面積：592.49 ㎡） 南九州市頴娃町別府字下出口 4629 番 7 （地目：宅地、面積：869.34 ㎡） 次の土地を農用地区域から除外する。 南九州市川辺町永田字古市田間 1425 番 1 （地目：田、面積：376 ㎡） 南九州市川辺町永田字古市田間 1430 番 （地目：田、面積：810 ㎡） 南九州市知覧町塩屋字松山西 15698 番 （地目：雑種地、面積：3,414 ㎡） 南九州市川辺町小野字小野町 77 番 （地目：田、面積：545 ㎡） 南九州市川辺町小野字小野町 78 番 1 （地目：田、面積：769 ㎡）	 駐車場 系統用 蓄電池施設 車両・ 資材置場

4　意見書の提出について

（1）提出先

南九州市役所農業振興課（本庁舎）

（2）提出期限

令和８年10月29日（木）

（3）提出方法

直接持参、郵便、ファックス、電子メールにより提出すること。

ただし、電話での意見は受け付けない。

（４）提出者

意見書を提出できる者は、本市の区域内に住所を有する者であり、本市内に事務所を有する法人も含まれる。

（５）記載上の注意点

① 個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。

② 意見の内容は、整備計画の変更案に対するものに限ること。

（６）意見書の取扱い

意見書に対しては個別の回答は行わず、次の事項の全てに該当することが確認された意見書について、その要旨及び処理結果及び整備計画を変更した旨の告示と併せて告示する。

① 意見を提出した者が本市の住民であること。

② 意見の提出が整備計画の変更案の縦覧期間内に行われていること。

③ 提出された意見の対象が整備計画の変更案に係るものであること。